

代理受領制度を利用する場合の補助金支払いの流れ

(例) 耐震診断費が5万5千円で、補助額が5万円の場合



代理受領制度を活用される場合の注意事項について

- ※代理受領事業者にとっては補助金相当額分の支払時期が遅くなります。
- ※代理受領制度の活用には代理受領事業者の同意が必要となります。
- ※代理受領制度の手続きは、上記⑫の「領収書の写しを交野市に提出」まで行うことで完了します。
手続きが完了できない場合、補助の取消しや補助金の返還が必要となる場合がありますので、必ず上記⑫までの手続きを行っていただくよう、よろしくお願いいたします。
- ※その他の手続きに関する詳細は別紙補助制度の手続きの流れをご参照ください。